

デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

○行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認**や手数料納付も**オンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- **行政機関間の情報連携**等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法。平成14年法律第151号）

（情報システム整備計画）

第四条 政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成しなければならない。

2 情報システム整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 情報システムの整備に関する基本的な方針

三 申請等及び申請等に基づく処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項

- イ 申請等及び申請等に基づく処分通知等のうち、情報システムの整備により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするものの範囲
- ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間

四 申請等に係る書面等の添付を省略するために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項

- イ 申請等に係る書面等のうち、情報システムの整備により添付を省略することができるようにするものの種類
- ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間

五 情報システムを利用して迅速に情報の授受を行うために講ずべき次に掲げる措置に関する事項

- イ データの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）
- ロ 外部連携機能（プログラムが有する機能又はデータを他のプログラムにおいて利用し得るようにするために必要な機能をいう。）の整備及び当該外部連携機能に係る仕様に関する情報の提供

六 行政機関等による情報システムの共用の推進に関する事項

七 その他情報システムの整備に関する事項

3～5 （略）

（国の行政機関等による情報システムの整備等）

第五条 国の行政機関等は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備しなければならない。

2 国の行政機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関等は、第一項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

4 国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が前三項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該行政機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、国の行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

新デジタル・ガバメント実行計画(仮称)の策定

参考「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)より抜粋

III. 我が国社会全体を通じたデジタル・ガバメント

1 デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革

(1) デジタル手続法に基づく情報システム整備計画の作成等

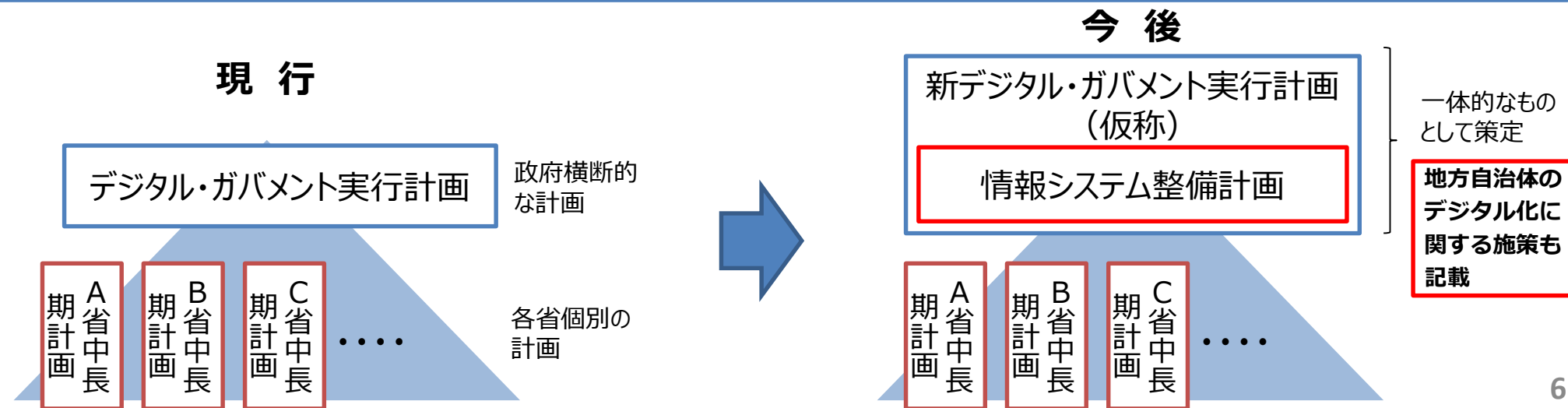
「行政手続のオンライン化や添付書面等の撤廃等を実現するため、デジタル手続法の政省令及び **同法に基づく情報システム整備計画を、年内を目途に作成する。**」

① 情報システム整備計画は**現行のデジタル・ガバメント実行計画と一体的なもの(新デジタル・ガバメント実行計画(仮称))**として年内に閣議決定

- i. 情報システム整備計画の記載対象は「情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム」(デジタル行政推進法第4条第1項)とされているため、**国の行政機関等が整備し、かつ手続等に関する情報システムが情報システム整備計画の対象となる。**
- ii. 新デジタル・ガバメント実行計画(仮称)には、これまでのデジタル・ガバメント実行計画と同様に、行政内部のデジタル化やITガバナンスの強化、地方公共団体のデジタル化、民間手続のオンライン化といった内容も記載される。

② 「新デジタル・ガバメント実行計画(仮称) + 各府省中長期計画」というスキームは維持することを想定

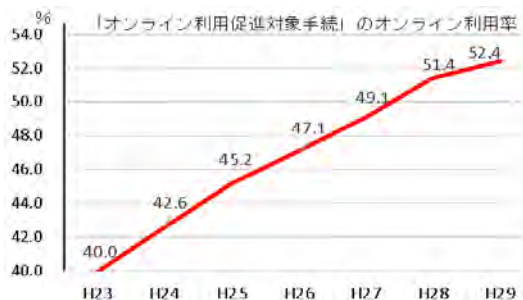
- i. 新デジタル・ガバメント実行計画(仮称)を年内に策定後、各府省中長期計画についても必要な改定を実施



「地方自治体のデジタル化」に向けた主な課題

A. 手続きのオンライン化

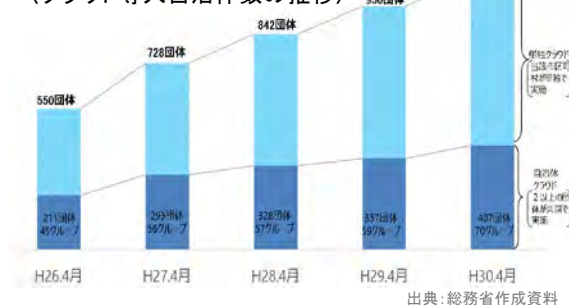
- 紙ベースでの申請が主流
- ・260団体で電子申請システムの導入なし
- ・オンライン化率: 52.4%(H29)



B. 基幹業務システムの共同化

- 自治体ごとに基幹業務システムを所有
- ・自治体クラウド: 407団体(H30)

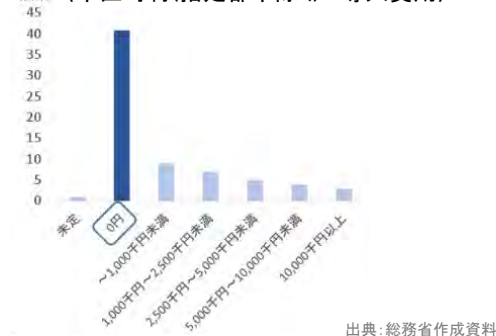
〈クラウド導入自治体数の推移〉



C. AI等の活用

- 本格導入は費用面で課題
- ・実証実験は無料が多いが、本格導入は費用面で進まない恐れ

〈市区町村(指定都市除く)AI導入費用〉



(1) 主な課題

(2) 解決策の方向性

- ① マイナポータルを含めた汎用電子申請システムの整備
→ 共同利用を推進
- ② 手続きオンライン化の支援
→ 自治体も関係する事務手続のオンライン化に係るシステムについて、国が一体的に整備すること等を情報システム整備計画において記載

- ③ 自治体クラウドの推進
→ 政府CIOによる首長の訪問や総務省がガイドラインを作成
↓
・各自治体が基幹業務システムをカスタマイズしていることが、自治体クラウド推進の障害に。
↓
・ **基幹業務及びシステムの標準化が課題**
※総務省自治行政局が、住民基本台帳事務から標準化の検討開始(本年度)

- ④ AI等の共同利用
→ 共同利用前提で開発するAIを活用したシステム等を、開発者が全国の自治体に提案する場(自治体ピッチ~Pitch to Local Governments~)を提供

地方公共団体の官民データ活用推進計画について

策定の根拠

- ・都道府県は国の官民データ活用推進基本計画に即して**策定義務**(官民データ活用推進基本法第9条第1項)
- ・市町村は国の官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、**策定努力義務**(官民データ活用推進基本法第9条第3項)

計画に記載すべき内容

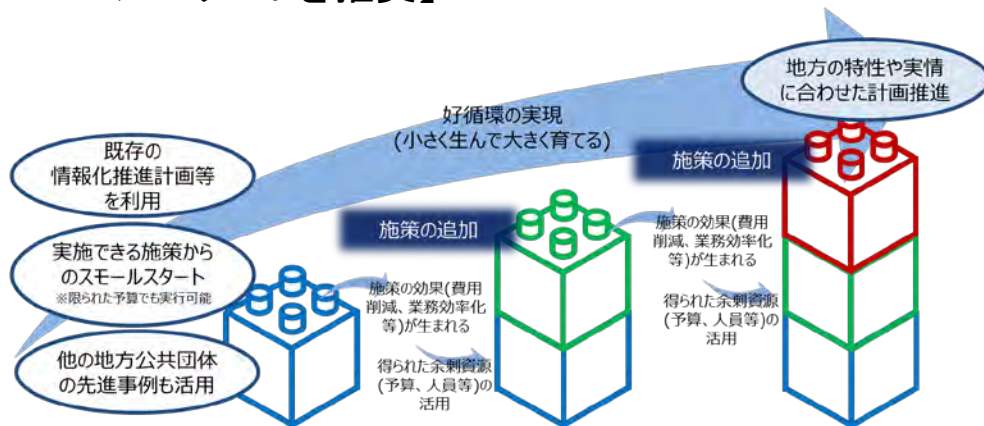
- ・各地方公共団体の区域における官民データ活用の推進に関する施策を記載
- ・具体的には、デジタルガバメント、オープンガバメントなど「5つの柱」×「8つの重点分野」のマトリックスの中から、地方公共団体が地域の実情に応じて取り組む施策を検討し、実行までの計画を記載。ただし、地方公共団体の実情に応じたスモールスタートを推奨。

※「官民データ」とは電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるもの



- ①電子行政
- ②健康・医療・介護
- ③観光
- ④金融
- ⑤農林水産
- ⑥ものづくり
- ⑦インフラ・防災・減災
- ⑧移動

【スモールスタートを推奨】



策定状況と策定支援

- ・法施行(2016.12)、国計画策定(2017.5)以降、全96団体(22都道府県、74市町村)が策定(2019年4月1日時点)
- ・2020年度までにすべての都道府県で計画策定完了予定
- ・地方公共団体の官民データ活用推進計画の策定促進のため、官民データ活用推進計画策定の手引及び施策事例集の提供